

土木関係事業の要望に関するガイドブック

令和7年(2025年)4月

長野市

建設部 道路課

建設部 河川課

建設部 維持課・土木事務所

建設部 建築指導課

農林部 農地整備課

農林部 森林いのしか対策課

は じ め に

市が行う土木関係事業には、全体計画に基づき計画的に実施しているもの（都市計画道路等）と、地域の要望に基づき実施しているもの（道路、水路、河川等の新設・改良・維持補修等）があります。

地域の要望に基づくものは、基本的に毎年、住民自治協議会、区長さんから要望を提出していただき、継続事業は優先的に、新規事業は緊急性、必要性、投資効果などを総合的に検討して、予算の範囲内で当年度の実施箇所を決定しています。

比較的事業規模が大きく、国の補助等の導入が見込めるものは、市担当課において事業計画を策定し、県や国に補助事業として採択の要望をするとともに、地区関係者の皆様には事業化に向けた地元調整をお願いすることとなりますが、事業化には最低でも2～3年を要します。

災害復旧や緊急に対処しなければならない箇所については、随時補正予算等を確保しながら、優先的に実施しています。

土木関係工事については、事業ごとに一定の要件（整備基準や採択要件等）が満たされていないと、せっかく要望いただいても予算化は困難であり、条件整備が整った時点で、改めて要望していただくこととなります。

また、あまり沢山の要望を提出していただいても、限りある予算の中での対応となることや、集中投資により早期に事業効果を上げるなどの観点から、優先度の低い箇所は何年もお待ちいただくこととなる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

この冊子は、地域の土木関係工事の要望事項を事業化するための基準や、実施箇所を決定するときの市の考え方等を記載しておりますので、関係の皆様には、地域の要望を取りまとめる際の参考資料として、活用していただければ幸いです。

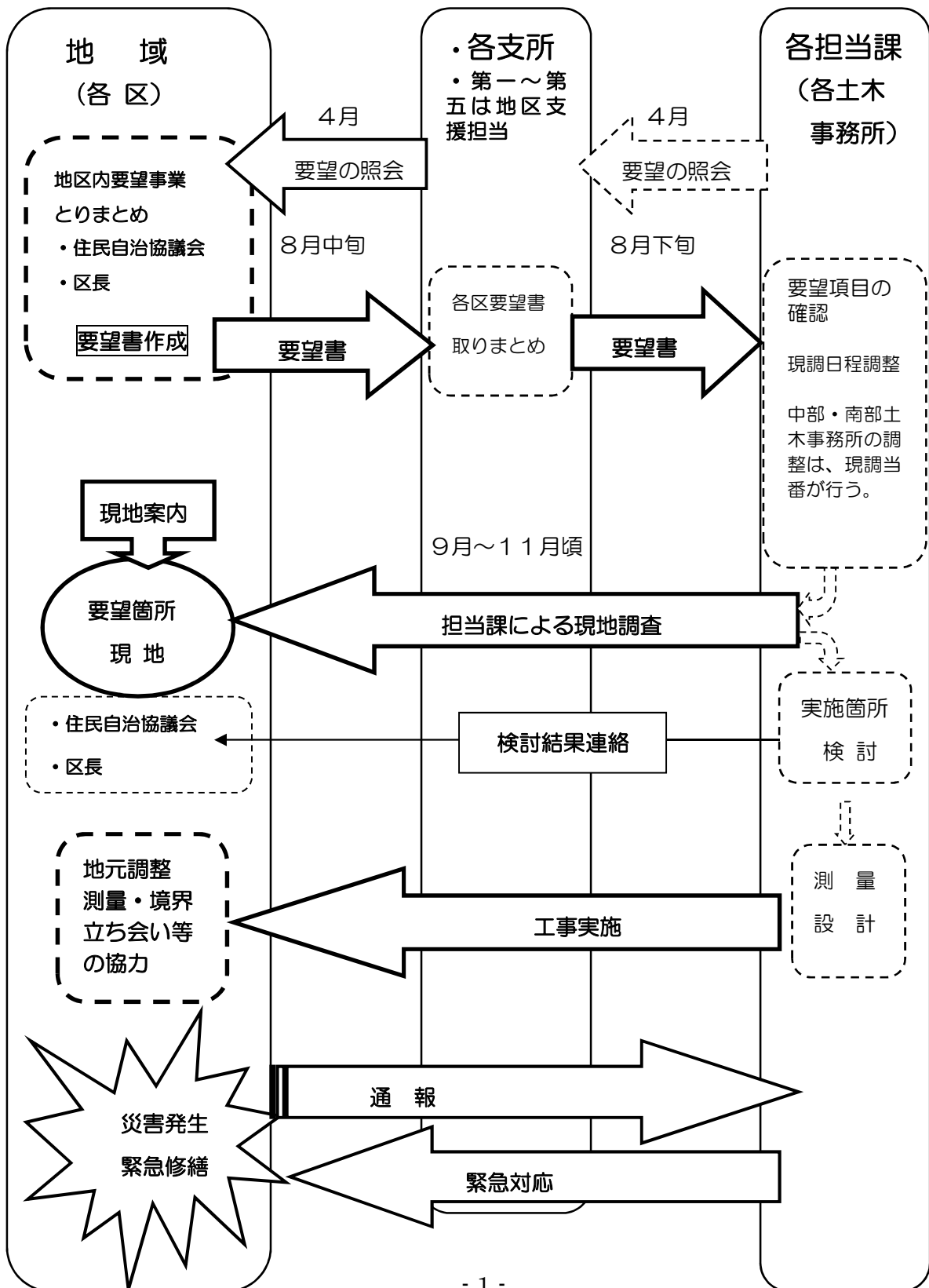
なお、このガイドブックは、【長野市ホームページ＞MENU＞まちづくり・土木・建築＞道路・河川＞道路＞道路整備＞土木関係事業の要望に関するガイドブック】にアップされている「土木関係事業の要望に関するガイドブック」にも掲載しています。

目次

(3) 農業用ため池の改修を行う場合

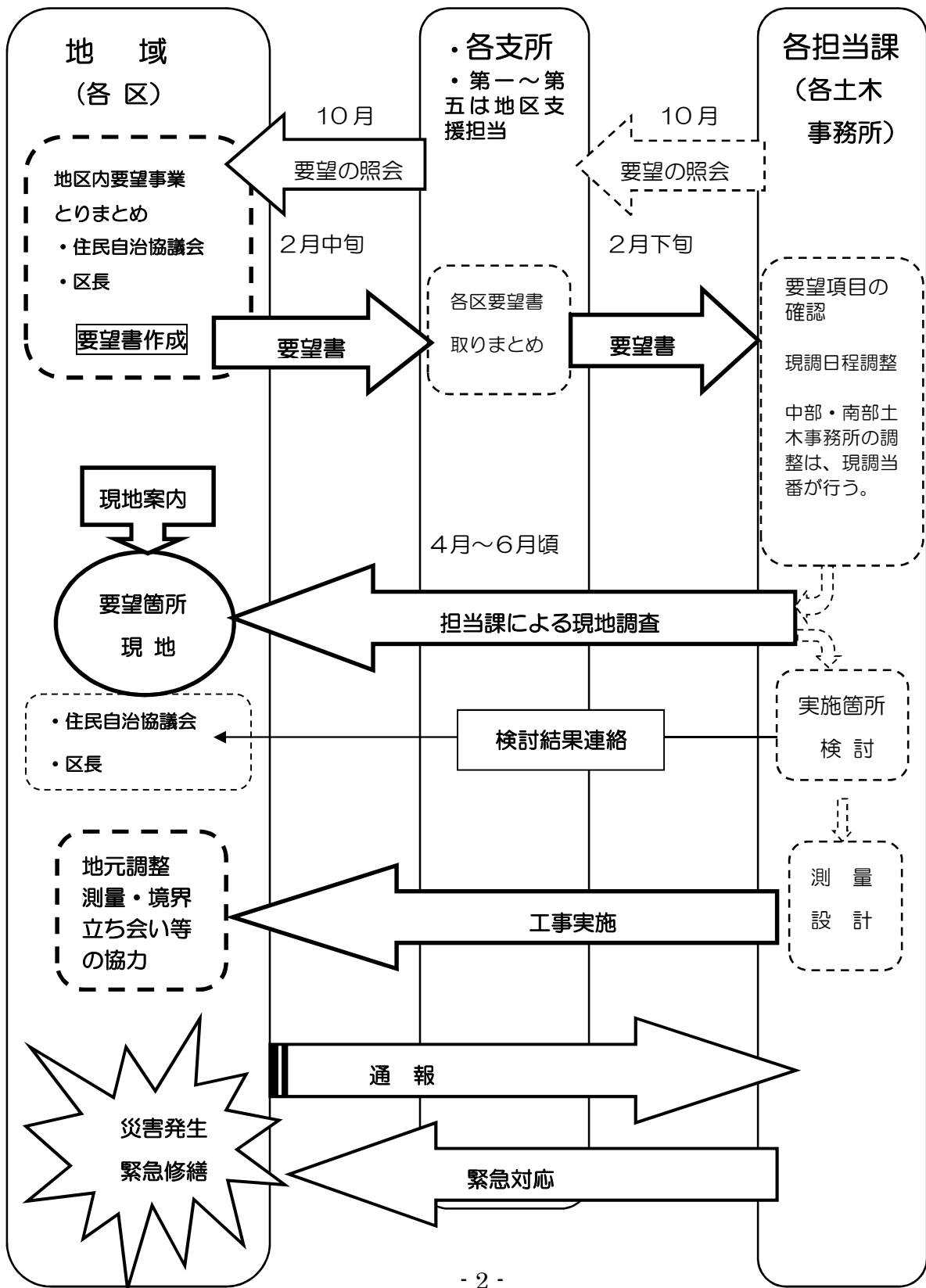
6 河川や水路の新設や改修を計画する場合（河川課）	P-12
(1) 水路の新設や改良を行う場合	
(2) 水路に転落防止柵を設置する場合	
【Ⅲ】実施箇所決定の考え方	P-13
1 継続事業について	
2 新規事業について	
【Ⅳ】災害復旧、緊急修繕、その他工事について	P-15
【Ⅴ】各課の担当する事業及び連絡先	P-16
【Ⅵ】長野市 LINE 公式アカウントからの通報について	P-19
【Ⅶ】様式集	巻末
1（様式-1）土木事業要望書 同記入例	
2（様式-2）同意書（土木事業用）	
3（様式-3）カーブミラー設置要望書 同記入要領	
4（様式-4）同意書（カーブミラー用）	

【I-1】要望から実施までのフロー
現地調査 秋期（9～11月）実施の場合



【I-2】要望から実施までのフロー

現地調査 春期（4～6月）実施の場合

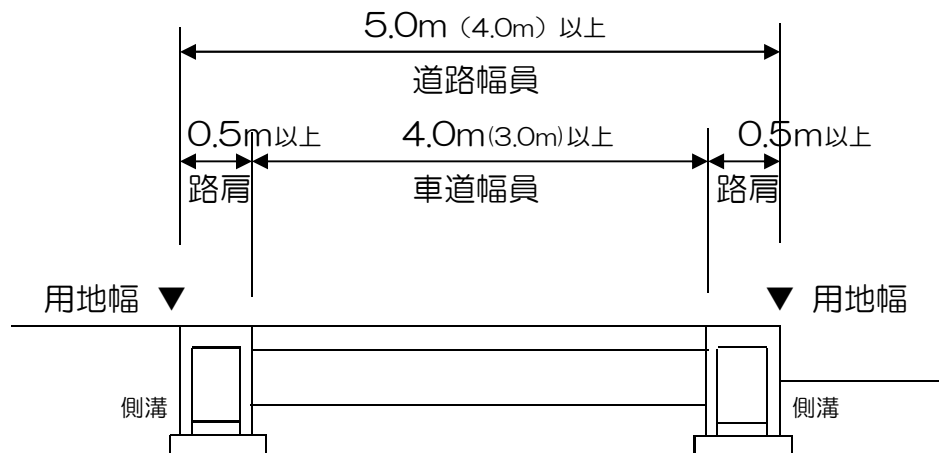


【Ⅱ】事業を計画する場合の基準等

1 市道の新設や拡幅改良を計画する場合（道路課）

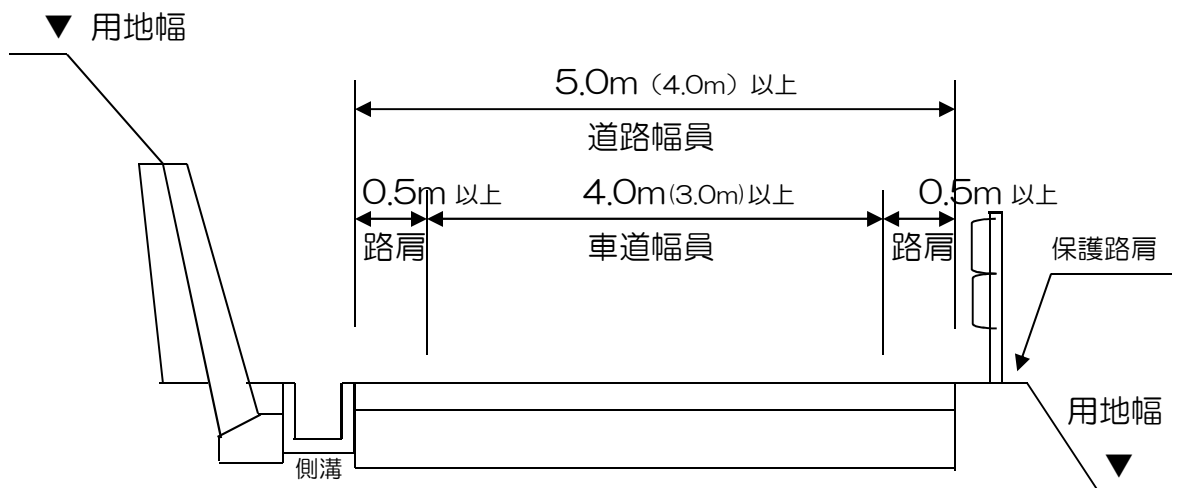
(1) 道路計画幅員の考え方

【図 1-1】



()内は、建築後退対象市道の特例値(P5参照)

【図 1-2】



()内は、やむを得ない場合の特例値 (P4、1-(1)-②参照)

- ①車道幅員4mを基本とし、その外側に路肩を設けるため、道路幅員5m以上が基準です。
- ②交通量が極めて少なく、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、道路幅員を4mに縮小することができます。この場合、乗用車同士のすれ違いも不可能となることから、待避所を設ける必要があります。
- ③路肩の外側には側溝や保護路肩を設けます。ただし側溝を車両重量に耐える蓋付き構造とする場合は、路肩内に設けることができます。(図 1-1 参照)
- ④現場によってはその他に切土や盛土の^{のり}法部分、状況に応じてガードレール、ブロック積みや土留め等が必要となるため、これらの施設を見込んだ用地幅を必要とします。(図 1-2 参照)
- ⑤既設の道路に併設されている水路等に蓋架けをして、車道幅員に含めるような拡幅計画を立てることは、原則認められません。

(2) 土留構造物（ブロック積、擁壁）とその高さ

- ①傾斜地などでの^{のりめん}法面処理は^{どは}土羽を基準に考え、状況に応じて土留構造物を設置します。
- ②ブロック積や^{ようへき}擁壁が必要な場合、その構造物の高さは1m程度とし、残りの部分は切土・盛土とします。また、その^{のりめん}法面は芝等による保護を施します。

(3) 交差点部の「隅切り」の施工

- ①交差点部には隅切りを設けることとします。
- ②4m以上6m未満の一般的な生活道路で直角交差の場合、隅切りの長さは斜長で3m以上を確保する必要があります。

(4) 用地買収及び物件の移転補償について

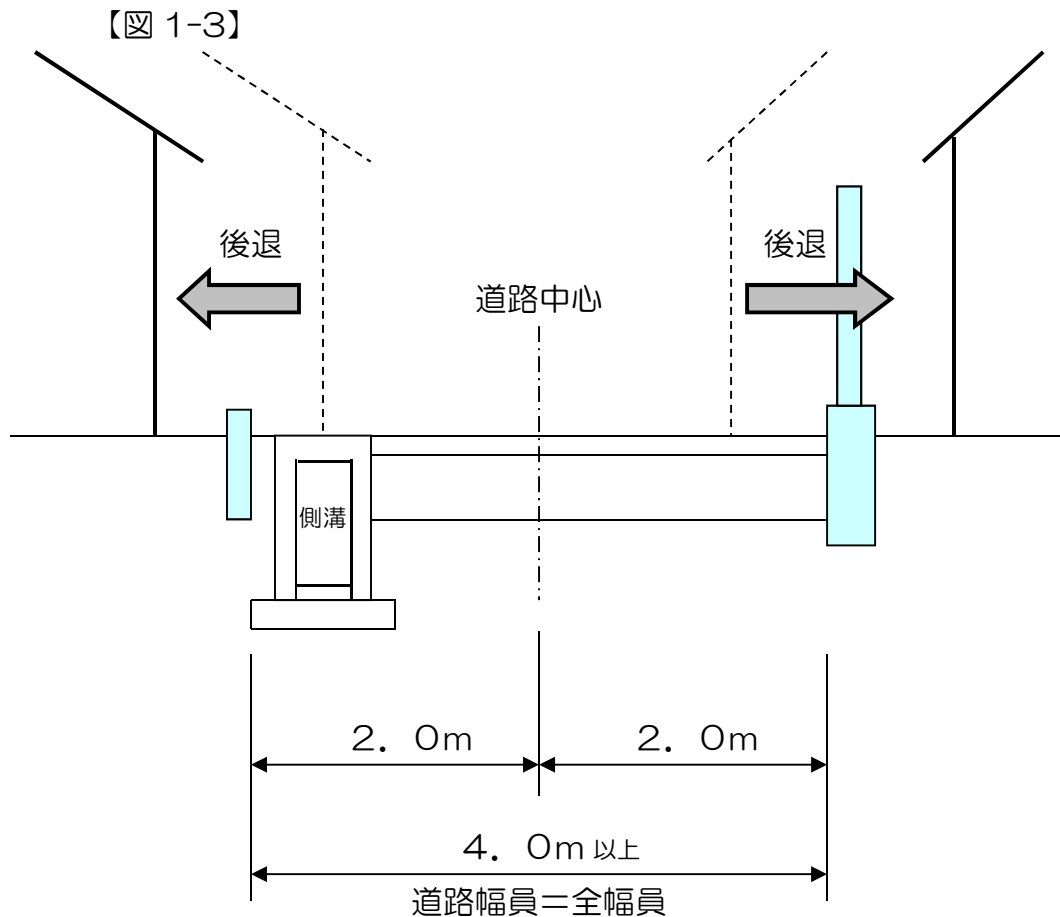
- ①道路幅員4m以上の市道の新設・改良に伴う用地については、用地買収の制度があります。
- ②広域的道路（車線数が2以上、路肩を含む車道部の幅員7m以上が目安）の用地買収価格については、土地鑑定等による適正な時価としますが、請願道路としてのいわゆる生活道路（広域的道路以外の道路）の用地買収価格については、市の要領に定められた価格（用途地域・地目等により、固定資産税

評価額や標準小作料等を参考に算出された価格)とし、土地鑑定等に比べ低い価格で提供していただくこととなります。

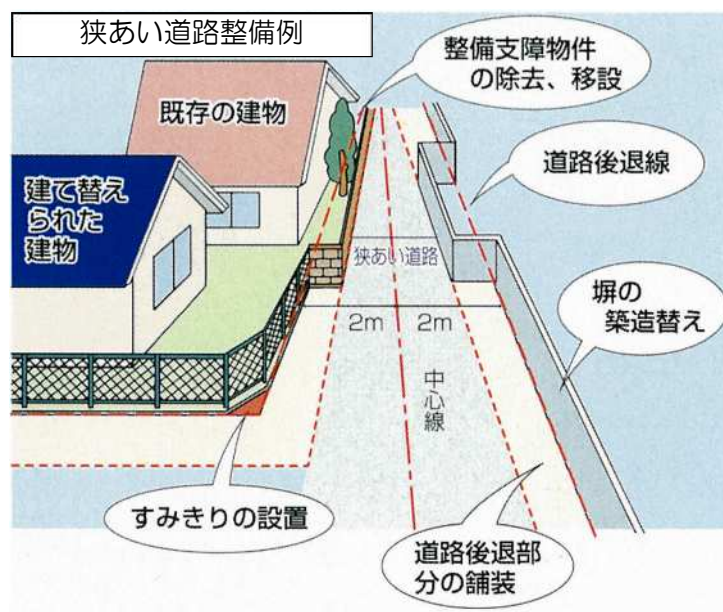
- ③広域的道路を除き、いわゆる生活道路については、支障物件（建物等）の移転や果樹等の立木補償は、全て無償又は地元負担となります。
- ④測量や登記については、市で行います。
- ⑤電柱や消火栓の移転費用については、市で負担します。ただし、移転先について地権者の承諾を得ておいてください。

(5) 狭あい道路（都市計画区域内）の道路後退用地の整備について

（建築指導課）



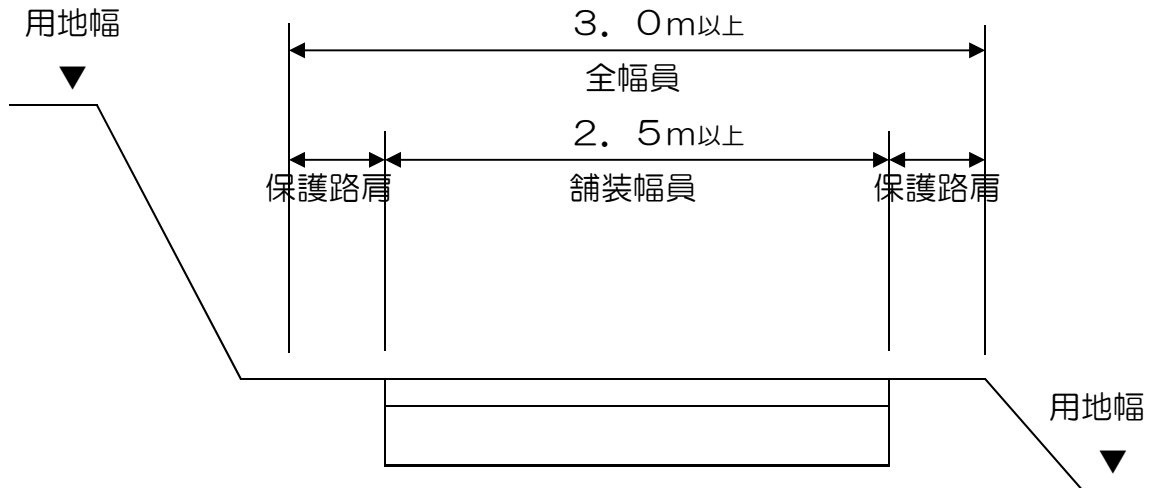
- ①建築基準法では、建物を建築する際、前面道路の幅員が4.0m未満の場合には、道路中心から2.0mまでを道路とみなし、この道路後退部分には建物や、それに附属する塀などをつくることが出来ません。『狭あい道路整備事業』では、道路後退していただいた土地を道路用地として提供いただき、災害や緊急時の緊急車両の通行や、日常生活の利便性が図られる道路として整備しています。
- ②道路後退部分の整備にあたっては、市（建築指導課）との事前協議（協議書の提出）が必要となります。事前協議では後退用地について、寄付又は買取りのいずれかの契約と整備方法等を協議します。後退用地の測量後、土地が市へ譲渡（登記）され、建築指導課から担当課へ整備依頼があったものの中で、支障物件がなく整備可能なものについて、順次整備を実施します。
- ③市では『狭あい道路整備事業』の他、都市計画区域内の狭あい道路で市道から市道の間を連続して整備できるものについては、前記(1)「道路計画幅員の考え方」の特例として、建築後退とあわせて、中心から2mの拡幅改良をすることも出来ます。
- ④狭あい道路の解消に向け、ご要望がある場合には、道路課または建築指導課までお問合せください。



2 農道の新設や拡幅改良を計画する場合（農地整備課）

(1) 道路計画幅員の考え方

【図 2】



①道路幅員は、3.0m 以上を基本とします。標準的な道路構造としては、舗装幅員 2.5m 以上で、その外側に保護路肩を設置することとしますが、現場によってはそれ以外に道路に沿って側溝や用排水路（原則開渠）を設けたり、切土や盛土の^{のり}法部分や、状況に応じてブロック積みや土留めが必要となるため、これらを見込んだ用地幅を必要とします。

②受益者が2人以上で、受益面積が0.3ha 以上が要件です。

(2) 土留構造物（ブロック積、擁壁）とその高さ 市道の新設・改良と同じ

(3) 交差点部の「隅切り」の施工 市道の新設・改良と同じ

(4) 用地買収及び物件の移転補償について

①農道の新設・改良に伴う漬れ地については、無償で提供（寄付）をしていただきます。

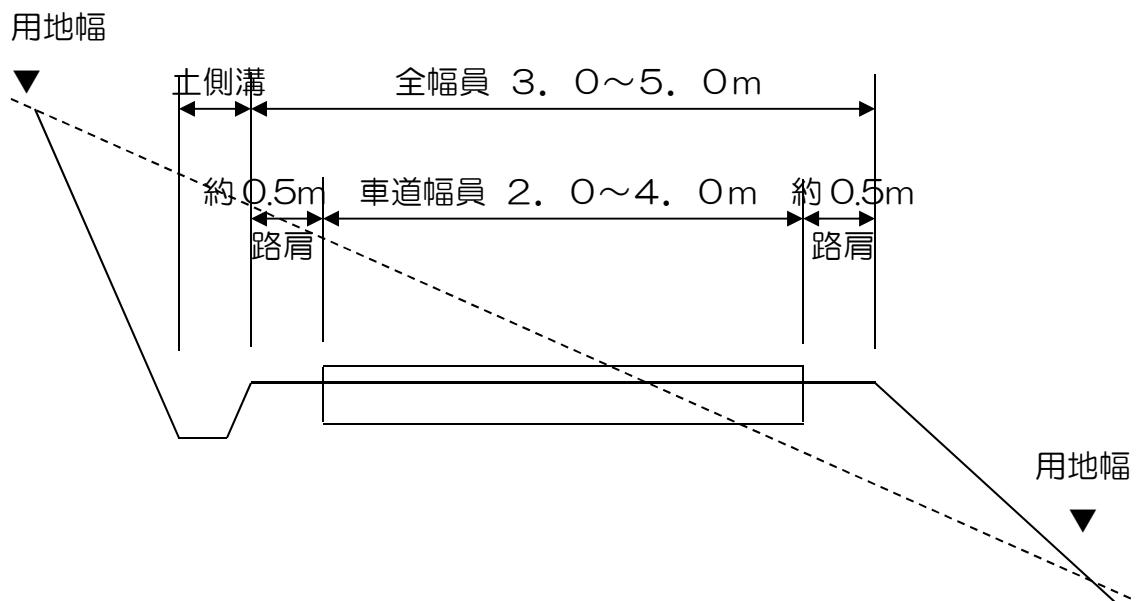
②測量や登記は、市で行います。

③支障物件の移転や果樹などの立木補償はいたしません。

3 林道及び林業専用道の開設や改良を計画する場合（森林いのしか対策課）

(1) 道路計画幅員の考え方

【図 3】



- ①車道の外側に路肩を設けるため、全幅員4m以上が基本となります。また、山側には路肩の外側に土側溝を設けます。現場によっては、それ以外に切土や盛土が必要となるため、これらを見込んだ用地幅を必要とします。

(2) 土留構造物（ブロック積、擁壁）について

- ①傾斜地などの土羽部^{どは}の法面^{のりめん}処理は、植生工を基本とし、状況に応じて土留構造物を設置します。

(3) 用地買収及び立木補償について

- ①林道及び林業専用道の開設、改良に伴う潰れ地及び立木補償については、全て無償又は地元負担となります。
- ②登記は原則として行いません。
- ③開設工事の受益者負担はありません。

(4) 林道及び林業専用道の実施要件について

- ①搬出間伐、保育等の森林施業計画があること
- ②利用区域森林面積及び計画延長について一定数値以上あること

【林道事業と林業専用道事業はそれぞれ数値が異なります】

*詳細については、森林いのしか対策課に相談願います。

4 道路側溝の更新や改修を計画する場合（各土木事務所）

(1) 道路幅員が5m以上など十分な幅員が確保されている道路で、水路勾配も確保できる道路の側溝は、維持管理等を考慮し原則として開渠とします。

ただし、平坦地等で側溝の排水勾配が確保できない、道路の勾配と側溝の排水方向が逆などの場合は、蓋付きの自由勾配側溝とします。

(2) 現況道路の舗装内に側溝を設置する場合、または、建築後退道路などで路肩内に側溝を設置せざるを得ない道路については、蓋付きの側溝とします。

5 農業用排水路及び用排水施設の新設や改修を計画する場合（農地整備課）

主に農振農用地内で、受益者が限定される農業用排水路及び用排水施設の新設や改修については、農業土木関係事業となり、事業実施に際しては、条例により事業費の一部を受益者に負担していただきます。

(1) 農業用排水路及び用排水施設の新設や改修を行う場合

要件：受益者（耕作者）が2人以上で、受益面積（水田）が 0.3ha 以上

受益者負担率：事業費の5%

(2) 畑地かんがい用の水路及び用水施設の新設や改修を行う場合

要件：受益者（耕作者）が2人以上で、受益面積（農地）が連続して 1.0ha 以上

受益者負担率：事業の種類により、事業費の5%～20%

(3) 農業用ため池の改修を行う場合

要件：受益者（耕作者）が2人以上で、受益面積（農地）が 0.3ha 以上

受益者負担率：新設や改修は事業費の5%

危険ため池の改修は事業費の 2.5%

農業用排水路及び用排水施設の新設や改修に伴い、必要となる用地や物件補償の取り扱いについては、農道の場合（前記2の(4)参照）と同様です。

また、土地改良区等が管理する用排水路については、その土地改良区等で事業を行うこととなりますので、別途ご相談ください。

6 河川や水路の新設や改修を計画する場合（河川課）

主に農振農用地以外で、都市排水が流入するなどして受益者が限定されない水路（農業用排水路を兼ねているものを含む）や河川については、河川関係事業としての対応となります。

雨水^{きょ}渠計画に位置付けられている水路等については、必要に応じ将来計画に基づき整備することとなりますが、流水断面が比較的小さな水路の新設や改修を行う場合の基本的事項は、以下のとおりです。

(1) 水路の新設や改良を行う場合

- ①水路は維持管理等を考慮し、開渠を原則とします。
- ②水路改修をする場合、水路構造物に隣接して幅員1 m以上の管理用道路が必要となります。ただし、道路等が併設されている場合は、これを兼ねることが出来ます。
- ③水路改修に伴い、新たに確保しなければならない用地は、原則として無償提供（寄付）となります。また、支障物件の補償はできません。ただし、用地（潰れ地）の提供に伴う、測量や登記については、市で行います。
- ④水路改修に伴い、新たな用地確保が困難な状況においては、道路敷地内で暗渠構造とする場合もあります。

(2) 水路に転落防止柵を設置する場合

危険箇所には転落防止柵を設置します。なお、道路に隣接する箇所については、その道路を管理している部署で設置することとなります。

【Ⅲ】実施箇所決定の考え方

1 継続事業について

- (1) 継続事業は、優先的に実施します。
- (2) 事業効果の早期実現の観点から、ある程度集中的に予算配分しますので、同種の他の新規事業は、継続事業完了後の対応となる場合があります。
- (3) 継続事業であっても、要望されている延長が相当長い場合、一定の事業効果が期待できる段階（区切りのよいところ）で、一時中断する場合があります。

2 新規事業について

新規事業の着工優先度の考え方については、以下(1)～(7)の観点から総合的に検討して実施箇所を決定します。

(1) 緊急性がある

- ①事故の危険性が高く、早急に対処する必要がある。
- ②放置すると災害を誘発する危険性があり、またその影響が大きい。
- ③現に浸水などの深刻な被害を受けている。

(2) 必要性が高い

- ①老朽化が著しいなど、その機能が損なわれており、早期に改修の必要がある。
- ②必要性が高いと認められる明確な理由付けがある。

(3) 地域での位置づけ（まちづくり、土地利用の観点から）

- ①地区のまちづくりなどの将来構想と整合している。
- ②地区の主要な生活道路、農道、用排水路として位置づけ、重点的な整備が必要なもの。
- ③地区の考えている優先順位が高い。

(4) 利便性の向上や経済効果が見込まれる（投資効果が高い）

- ①多くの人が利用するなど、受益効果が大きい。
- ②時間短縮や労力の節減など、利便性の向上が大きい。
- ③農作物の荷傷み防止など、経済的な効果がある。（農道舗装など）
- ④連続して初めて事業効果が出るものでは、一定の連続性が確保できる。
- ⑤事業効果に比べて、工事費（投資額）が多すぎないもの。

(5) 事故や災害の未然防止に効果がある

- ①交通安全施設の整備（交通量や危険度により）
歩道の設置、ガードレールや転落防止柵、カーブミラー、警戒標識、
視線誘導、道路照明、カラー舗装など
- ②道路の整備
道路の拡幅改良、狭^{きょうあい}隘部の解消、カーブの改良、待避所の設置、
隅切りの確保、舗装修繕など
- ③河川や水路の整備
断面不足の解消、老朽箇所^{箇所}の改修など

(6) 土地提供や物件移転等の同意を得てある

- ①道路拡幅等に伴う、地権者の土地提供等についての同意書が提出されている。
- ②物件の移転補償は地元で対応する用意がある。（電柱は除く）
- ③基本的に、相続、抵当権解除等については、土地提供までに地権者が対応する。

(7) その他

- ①受益者負担金のある事業については、その用意がある。

※ ただし、限られた予算内での対応となるため、必要性が認められる箇所についても、次年度以降の対応としてお待ちいただく場合もあります。

【Ⅳ】災害復旧、緊急修繕、その他工事について

- (1) 災害復旧については、災害発生之都度、その発生規模にもよりますが、緊急に応急復旧を行い、国の補助や市の補正予算が付いた段階で復旧工事を行います。
- (2) 緊急修繕が必要な箇所については、通報があり次第速やかに修繕工事を行います。
- (3) 軽微な作業で、原材料支給など地元作業で対応していただけるものは、出来るだけご協力をお願いします。
 - ①袋詰めアスファルトによる舗装の穴埋め
 - ②砂利道の碎石補充
 - ③小規模なコンクリート舗装
 - ④破損した道路側溝の蓋の取り替え
 - ⑤道路側溝や水路の泥上げ
 - ⑥路肩や水路の土上げ敷の草刈りなど
- (4) 農地災害が発生した場合は、事業費の一部を負担いただくことで、農地復旧を行うことができます。支所または担当課へご相談ください。
- (5) その他の事業等を計画する場合は、別途担当課までご相談ください。

【V】各課の担当する事業及び連絡先

課名	担当する事業	TEL/FAX/E-mail
建設部 道路課	○市道の新設・改良事業 市道の新設や拡幅改良 ○市道の橋梁の新設や改修事業 ○市道の交通安全施設の整備事業 踏切改良、歩道設置、交差点改良 道路防災、街路灯 ○歩道の段差解消事業 ○通学路の整備事業 ○市道の災害復旧事業	TEL: 224-5045 FAX: 224-5112 E-mail: douro@city.nagano.lg.jp
建設部 河川課	○河川・水路の改修・修繕事業 準用河川、水路の整備や改修・修繕・浚渫 ○雨水渠整備事業 雨水渠の整備 雨水調整池の整備と管理・維持補修 排水機場の建設と更新、管理・維持補修 ○傾斜地保全対策事業 地すべり対策 危険溪流対策 急傾斜地崩壊対策	TEL: 224-5046 FAX: 224-5112 E-mail: kasen@city.nagano.lg.jp
建設部 建築指導課	○狭あい道路整備事業 狭あい道路の道路後退部分の測量、買収、整備工事	TEL: 224-7493 FAX: 224-5124 E-mail: shidou@city.nagano.lg.jp

課名	担当する事業	TEL/FAX/E-mail
建設部 維持課 土木事務所	○市道の維持 舗装の更新 側溝の更新や改修 舗装・側溝・防護柵の修繕 路面清掃、側溝浚渫、カーブミラー修正、 地下横断道・橋梁の点検維持補修、 除雪・凍結防止剤の散布、草刈・枝払い、 道路パトロール、原材料支給 ○市道の交通安全施設の整備事業 道路区画線、防護柵、標識、 カラー舗装、カーブミラー ○河川・水路の維持 スクリーン点検 ○道路受託復旧事業 ○道路の緊急的な維持補修 ○道路・河川等の災害時の応急処理	維持課 TEL：224-7034 FAX：224-8759 E-mail：iji@city.nagano.lg.jp 担当土木事務所は、次ページ参照
農林部 農地整備課	【農業土木関係】 ○土地改良事業 農道の新設、改良及び維持補修 用排水路・用排水施設・ため池・排水 機場の整備、改修及び維持補修 ほ場及び畑地帯整備 ○農業用施設及び農地等の災害復旧・防災 事業 ○農道・ため池・排水機場の管理	TEL: 224-5039 FAX: 224-7812 E-mail: nouchi@city.nagano.lg.jp
農林部 森林いの しか対策課	【林業土木関係】 ○林道事業 ○林業専用道事業 ○治山対策事業 ○林道の災害復旧工事	TEL: 224-5040 FAX: 224-7818 E-mail: moriinoshika@city.nagano.lg.jp

維持課 土木事務所 担当地区割図



維持課土木事務所 担当地区・連絡先

事務所名	担当地区	TEL/FAX/E-mail
中部土木事務所 (維持課内)	第一～五・芹田・古牧・三輪・ 吉田・古里・柳原・浅川・大 豆島・朝陽・若槻・長沼・安 茂里・小田切・芋井・松代・ 若穂・川中島・更北・七二会	TEL : 224-7034/224-9710 FAX : 224-8759 E-mail : iji@city.nagano.lg.jp
南部土木事務所 (篠ノ井支所内)	篠ノ井・信更	TEL : 213-8630 FAX : 292-6570 E-mail : nanbu-doboku@city.nagano.lg.jp
東部土木事務所 (豊野支所内)	豊野	TEL : 257-5869 FAX : 257-4776 E-mail : toubu-doboku@city.nagano.lg.jp
北部土木事務所 (鬼無里支所内)	戸隠・鬼無里	TEL : 256-3179(鬼無里)/254-3756(戸隠) FAX : 219-3990 E-mail : hokubu-doboku@city.nagano.lg.jp
西部土木事務所 (信州新町支所内)	大岡・信州新町・中条	TEL : 262-2204(信州新町) 266-2121(大岡)/268-3002(中条) FAX : 262-4799 E-mail : seibu-doboku@city.nagano.lg.jp

【Ⅵ】長野市 LINE 公式アカウントからの通報について

損傷箇所を発見した際は、市 LINE 公式アカウントから情報をお寄せください。

道路、公園・遊園地施設の損傷箇所を発見したら

- ・路面の段差、穴
- ・公園・遊園地施設の
破損、遊具の損傷
など
- ・ガードレールの破損
- ・側溝の破損



- 市LINE公式アカウントを開き、基本メニューから
「道路、公園・遊園地施設損傷通報」をタップ



友だち登録は
こちらから

※基本メニューの表示は変更になる場合があります。

- 利用規約を確認後、案内に従って、状況写真・位置情報などを送信
- ・LINE通報は24時間可能ですが、受信内容の確認は開庁時間中に行います。
- ・緊急の場合や、修繕などの実施について回答が必要な場合は、従来通り電話でご連絡ください。

編集：長野市 建設部 維持課

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL.026-226-4911（代表）

URL:<https://www.city.nagano.nagano.jp>